

広島市規則第64号

令和8年5月29日

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和33年広島市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条の4中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。